

一般社団法人日本マンション学会会員規則

(当初制定：2011年2月1日 JICL 規則第10号)

(目的)

第1条 この規則は、定款第10条の規定に基づき、一般社団法人日本マンション学会（以下、「本会」という）の会員の資格審査などについて、必要な事項を定める。

(会員の種別)

第2条 本会の会員は定款第7条の種別からなる。

- 2 会員が納めるべき会費については、社員総会で定める額の入会金及び会費による。

(入会の手続き)

第3条 本会の会員になろうとするものは、所定の入会申込書を本会事務局を通じ、理事会に提出するものとする。

- 2 前項の入会申込書は、電子的手段によってこれを行うこともできる。
- 3 提出された入会申込書は、理事会においてその可否を決定し、これを申込者に通知する。

(会員に関する情報の取扱)

第4条 入会者は、本会の管理する会員名簿に登録する。その際、会員が所属する地域は、原則として勤務地または所在地のうち、本人が希望する地域とする。外国の場合も、これに準拠する。

- 2 第3条の入会申込書に記載した事項に変更があった場合は、当該会員から提出された変更届けにより、会員名簿の更新を行わなければならない。
- 3 会員名簿に掲載された個人情報の管理については、別に定める個人情報保護規則に従って行わなければならない。

(会員種別の変更)

第5条 準会員が卒業したときは、当年の12月末日に正会員に資格を変更する。

(会費)

第6条 会費の納期は、毎年2月に当年分を引落する。残余の振込は、毎年3月に行うものとする。原則4月開催時の社員総会で滞納者を報告する。

- 2 当年分滞納に対する催告は、文書などで当年12月迄行う。

- 3 毎年、12月末現在の当年分滞納者に、勧告を行い、それでも支払いがない場合は、権利停止者として、社員総会に報告する。
- 4 毎年、12月末現在の2年分滞納者に、勧告を行い、それでも支払いがない場合は、退会処分者として、社員総会に報告する。

(任意退会)

第7条 会員は、定款第12条に基づき、任意に退会することができる。

(除名)

第8条 会員が、次の各号に該当するときに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- 1) 本会の定款、その他の規則に違反したとき
- 2) 本会の名誉を傷つけ、または定款第3条の目的に反する行為をしたとき
- 3) その他除名すべき正当な事由があるとき

(再入会)

第9条 前条の規定により、会員資格を喪失した者が再入会を希望する場合には、改めて第3条に定める入会申込書にその旨を明記して提出しなければならない。

- 2 定款第12条5項の規定により、会員資格を喪失した者は、当該未納分を支払わない限り再入会を認めない。
- 3 前各号の再入会申し込むに対しては、理事会において再入会の可否を決定し、これを申込者に通知する。

(除名による会員資格を喪失した者の再入会)

第10条 除名により、会員資格を喪失した者は、資格喪失後5年間は、再入会を認めないこととする。

- 2 第8条1)項の規定により、除名となった場合の再入会は、理由を記した説明書とともに、改めて第3条に定める入会申込書を提出し、理事会において再入会の可否を決定し、これを本人に通知する。
- 3 同条2)項3)項の規定により除名となった場合の再入会は、これを認めない。
- 4 前各号の規定により、再入会を認められなかった者より、不服申立てがあった場合は、理事会の審議を経て、社員総会において再決定を行うことができる。

(改廃)

第11条 この規則の改廃は、理事会の議決を経るものとする。

附則

第1条 この規則は、平成22年2月2日より施行する。

別表 入会申込書に記載する主要事項

(1) 入会に際しての誓約

「入会に際しては、貴法人の定款及び諸細則規程を遵守し、社員総会及び理事会の決定に従います」

(2) 氏名、生年月日、性別、自宅住所、電話、メールアドレス

(3) 所属・勤務先名称、所属・勤務先「部課」「学部学科」名、所在地、電話、メールアドレス

(4) 所属地域

(5) 最終学歴

(6) 会費引落先及び資料などの送付先

(7) 業種及び専門分野、著作物

(8) 関連所属学会、研究会

(9) 資格

(10) 個人情報公開についての同意・不同意の確認

(11) 賛助会員の場合、代表者氏名、役職名及び担当者氏名、電話、メールアドレス